

3月15日(金)まで窓口と郵送で受け付け

申告は、令和6年度の市・県民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを算定する基礎資料になります。

申告が必要な人

令和6年1月1日に久留米市に住んでいて、次のいずれかに当てはまる人。

- 令和5年中に事業・不動産所得などがあり、所得税の確定申告をしない人
- 給与所得者で、令和5年中に20万円以下の事業・不動産所得などがあった人
- 勤務先から市に令和5年分の給与支払報告書が提出されていない人
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入して、保険料軽減の算定が必要な人
- 所得税の確定申告の必要がなく、源泉徴収票に記載されて

いる各種控除の内容を変更しようとする人

■被扶養者で所得証明書の発行が必要な人

前回申告した人で、申告が必要と思われる人には、2月上旬に申告書と申告の手引きを郵送します。

申告に必要なもの

- 申告書(会場にも準備)
- マイナンバーカードか通知カード。通知カードの場合、個人番号が記載された住民票の写しなどと運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの
- 令和5年中の所得を証明できる源泉徴収票や収支計算書など
- 所得控除を受けるための書類(生命保険料の控除証明書など)
- 医療費控除の適用を受ける場合は、明細書の添付が必要です。事前に医療機関ごとの金額をまとめ

新型コロナワクチン接種

無料期間は3月末まで

希望者は機会を逃さない

新型コロナワクチンの無料接種は、3月31日(日)で終了します。希望する人は機会を逃さず接種してください。接種には、接種券と医療機関での予約が必要です。接種券の再発行は、電子申請と郵送の申請が3月15日(金)まで。窓口では3月29日(金)まで受け付けます。接種券をなくした人は早めに手続きをしてください。

4月からは自費で接種

新型コロナワクチンの接種は、4月から有料になります。65歳以上の人と60〜64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害で身の回りの生活が極度に制限される人などには、重症化予防を目的として、秋

ワクチン接種の予約

【接種予約】

接種を希望する医療機関へ直接連絡してください。



【クーポン券再発行】

電子申請と郵送は3月15日(金)、窓口申請は3月29日(金)まで。(市新型コロナワクチンプロジェクト ☎0942・30・9737)



冬に一部費用を負担する定期接種が行われます。定期接種以外で接種を希望する人は、任意接種として自費で受けることができます。

① 新型コロナウィルスワクチンプロジェクト ☎0942・30・9724、FAX 0942・30・9833

て作成してください。領収書の添付や提示だけでは申告できません。様式は、市民税課や各総合支所窓口で配布。市ホームページにも掲載しています。

申告方法

会場で申告するか、申告書を市

申告会場・日時

- 本庁舎2階くるみホール**
2月16日(金)から3月15日(金)まで
平日9時～16時
- 田主丸・北野総合支所**
2月16日(金)から3月15日(金)まで
平日9時～11時30分、13時～16時
- 三潴総合支所**
2月16日(金)から3月1日(金)まで
平日9時～11時30分、13時～16時
- 城島総合支所**
3月4日(月)から3月15日(金)まで
平日9時～11時30分、13時～16時
- コミュニティセンター上津校区会館**
2月14日(水)から16日(金)まで9時～16時
- 筑邦市民センター多目的棟**
2月27日(火)から29日(木)まで
9時30分～16時
- コミュニティセンター高良内会館**
2月22日(木)、26日(月)9時～16時
- 安武校区コミュニティセンター**
2月20日(火)9時～16時
- ふれあい農業公園**
3月5日(火)、6日(水)9時～16時

民税課に郵送してください。郵送の場合、証明書類を同封してください。申告書は市ホームページでも作成することができます。

① 市民税課 (〒830・8520 住所記入不要、☎0942・30・9008、FAX 0942・30・9753)

住民税非課税世帯等給付金

住民税非課税世帯に7万円

対象者には通知書を郵送

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に1世帯7万円を支給します。すでに市が振込口座を把握している世帯には、1月中旬に圧着はがきの通知書を郵送しています。給付金は、2月中旬に振り込む予定です。

今回新たに対象になったことを



郵送される圧着はがき(左)と確認書が封入されている封筒

市で確認できた世帯には、1月下旬に封筒で確認書を郵送しています。必要事項を記入し、振込口座が分かる書類や本人確認書類を添付して、返信用封筒で返送してください。確認後、約3週間で振り込みます。

転入した人は申請が必要

令和5年1月2日以降に市に転入し、前回の3万円の給付を受けしていない人は、住民税非課税世帯でも通知書、確認書が届きません。不明な点はコールセンターに問い合わせてください。コールセンターは平日の9時から17時まで。

① 物価高騰対応重点支援給付金コールセンター ☎0942・30・9244、FAX 0942・30・9752